

平成28年6月14日招集

平成28年 第4回

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第74号	佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第75号	佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第76号	佐渡市職員定数条例及び佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第77号	新たに生じた土地の確認について（水津地内）	7
議案第78号	字の変更について（水津地内）	8
議案第79号	新たに生じた土地の確認について（二見地内）	9
議案第80号	字の変更について（二見地内）	10
議案第81号	除雪ドーザ購入契約の締結について	11
議案第82号	消防ポンプ自動車購入契約の締結について	12
議案第83号	高規格救急自動車購入契約の締結について	13
議案第84号	高規格救急自動車購入契約の締結について	14
議案第85号	平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について	15
議案第86号	平成28年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について	15
議案第87号	佐渡市外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について	16

議案第88号	財産の処分について（旧佐渡総合病院跡地）	19
議案第89号	佐渡市五十里財産区管理委員の選任について	最終日上程
議案第90号	佐渡市二宮財産区管理委員の選任について	最終日上程
議案第91号	佐渡市真野財産区管理委員の選任について	最終日上程
議案第92号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程

議案第74号

佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例

佐渡市入湯税条例（平成16年佐渡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐渡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

佐渡市職員定数条例及び佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員定数条例及び佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市職員定数条例及び佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例
の一部を改正する条例

(佐渡市職員定数条例の一部改正)

第1条 佐渡市職員定数条例（平成16年佐渡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「862人」を「848人」に改め、同条第8号中「21人」を「35人」に改める。

(佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例（平成16年佐渡市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は佐渡市簡易水道事業給水条例（平成16年佐渡市条例第295号）第3条」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の佐渡市職員定数条例の規定及び第2条の規定による改正後の佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

議案第77号

新たに生じた土地の確認について（水津地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認する。

記

	土地の所在地	面積（㎡）
①	佐渡市水津字岩ノ尾658の1、658の6から658の9まで、659の22、890地先の土地	457.72
②	佐渡市水津字石畑126の1から126の3まで、126の6、126の10から126の12まで、字岩野尾127、字岩ノ尾658の9地先の公有水面埋立地	326.99
③	佐渡市水津字石畑126の1から126の3まで、126の6、126の9から126の12まで、字岩野尾127、字岩ノ尾658の9地先の土地	437.04
④	佐渡市水津字阿つかめ22の2、23の2、字横間浜627の2、628の2地先の土地	221.92

平成28年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第78号

字の変更について（水津地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を下記のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

記

	変更前	変更後
①	佐渡市水津字岩ノ尾658の1、658の6から658の9まで、659の22、890地先の土地	佐渡市水津字岩ノ尾
②	佐渡市水津字石畑126の1から126の3まで、126の6、126の10から126の12まで、字岩野尾127、字岩ノ尾658の9地先の公有水面埋立地	佐渡市水津字石畑
③	佐渡市水津字石畑126の1から126の3まで、126の6、126の9から126の12まで、字岩野尾127、字岩ノ尾658の9地先の土地	
④	佐渡市水津字阿つかめ22の2、23の2、字横間浜627の2、628の2地先の土地	佐渡市水津字横間浜

平成28年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第79号

新たに生じた土地の確認について（二見地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認する。

記

	土地の所在地	面積（㎡）
①	佐渡市二見157の6、158の1、158の4、161の1、161の5から161の7まで、163の1、163の7、163の8、168の12、168の13地先の土地	1,805.45

平成28年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第80号

字の変更について（二見地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字を下記のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

記

	変更前	変更後
①	佐渡市二見157の6、158の1、158の4、161の1、161の5から161の7まで、163の1、163の7、163の8、168の12、168の13地先の土地	佐渡市二見

平成28年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第81号

除雪ドーザ購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 契約の対象 | 除雪ドーザ（11 t 級） |
| 2 | 契約数 | 1 台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 12,960,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 佐渡市泉622番地
コマツ佐渡株式会社
代表取締役 澤 芳男 |

平成28年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第82号

消防ポンプ自動車購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の対象 | 消防ポンプ自動車（CD-I型） |
| 2 | 契約数 | 1台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 25,316,250円 |
| 5 | 契約の相手方 | 栃木県宇都宮市江曾島町1365番地1
株式会社ネイチャー
代表取締役 山本 努 |

平成28年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第83号

高規格救急自動車購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の対象 | 高規格救急自動車（両津救急2） |
| 2 | 契約数 | 1台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 19,202,410円 |
| 5 | 契約の相手方 | 佐渡市相川下戸町19番地
有限会社池野自動車整備工場
代表取締役 池野 利廣 |

平成28年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第84号

高規格救急自動車購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の対象 | 高規格救急自動車（高千救急1） |
| 2 | 契約数 | 1台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 19,202,410円 |
| 5 | 契約の相手方 | 佐渡市相川下戸町19番地
有限会社池野自動車整備工場
代表取締役 池野 利廣 |

平成28年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

- 議案第85号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第86号 平成28年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について
（予算書別紙添付）

議案第87号

佐渡市外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について

佐渡市外部監査契約に基づく監査に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市外部監査契約に基づく監査に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(個別外部監査契約に基づく監査)

第2条 市民のうち法第75条第1項の選挙権を有する者は、同項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることを求めることができる。

2 議会は、法第98条第2項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

3 市長は、法第199条第6項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

4 市長は、次に掲げるものについての法第199条第7項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

- (1) 市が法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- (2) 市が出資しているもので法第199条第7項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- (3) 市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- (4) 市が受益権を有する信託で法第199条第7項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- (5) 市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせ

ているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

5 市民は、法第242条第1項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第88号

財産の処分について（旧佐渡総合病院跡地）

別紙の財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

別紙

1 土地の所在、地目及び面積

所在	地目	地積 (㎡)	
千種字尾花崎113番1	宅地	742	81
千種字尾花崎113番7	宅地	64	39
千種字尾花崎113番9	宅地	9	63
千種字尾花崎113番11	宅地	16	53
千種字尾花崎114番2	宅地	991	83
千種字尾花崎115番2	宅地	491	84
千種字尾花崎115番4	宅地	202	84
千種字尾花崎115番5	宅地	288	18
千種字尾花崎127番1	宅地	729	38
千種字尾花崎128番1	宅地	958	63
千種字尾花崎129番1	宅地	474	48
千種字尾花崎129番3	宅地	196	26
千種字尾花崎129番6	宅地	278	06
合計		5,444	86

2 売却金額 131,160,000円

3 契約の相手方 新潟市秋葉区新町一丁目2番24号
株式会社共栄堂
代表取締役 小林 清

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力お願いします。

《平成 2 8 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 2 号）概要》

1. 補正予算について

- ・支所・行政サービスセンター庁舎整備事業の増額計上
- ・地域おこし協力隊の任期終了後の起業を支援する地域おこし協力隊起業支援補助金を計上
- ・その他の経費については、当初予算編成後の事由による緊急性のある経費について計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	44,557,500
補正額	367,260
累計予算額	44,924,760

3. 主な財源内訳

(単位：千円)

国・県支出金	15,163
財産収入	136,889
繰入金	△52,402
市債	265,000

4. 主な補正項目

(単位：千円)

○(継続費)支所・行政サービスセンター庁舎整備事業【財務課】

補正額：282,500

(事業内容)

- ・両津支所整備事業の追加計上
両津支所解体工事、両津支所建設工事設計業務委託ほか

(単位：千円)

変更前		変更後		増減
年度	年割額	年度	年割額	
平成 27 年度	322,977	平成 27 年度	322,977	0
平成 28 年度	1,793,334	平成 28 年度	2,075,834	282,500
平成 29 年度	820,210	平成 29 年度	820,210	0
計	2,936,521	計	3,219,021	282,500

○地域の活力再生事業【地域振興課】

補正額：3,000

(事業内容)

- ・地域おこし協力隊起業支援補助金
市内で起業する場合に、その経費について、予算の範囲内で 1 人当たり 100 万円を上限（補助率 4 分の 3）に支援する

《平成28年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第1号） 概要》

【平成28年度補正予算（第1号）（病院事業全体）】

佐渡市立両津病院移転新築事業検討委員会設置による補正

収益的収支

（単位：千円）

	病院事業会計		
	既決予定額	補正1号	補正後
収入	2,153,028	0	2,153,028
支出	2,335,140	300	2,335,440
収支	△182,112	△300	△182,412

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正1号	補正後	既決予定額	補正1号	補正後
収入	1,663,933	0	1,663,933	489,095	0	489,095
支出	1,758,070	300	1,758,370	577,070	0	577,070
収支	△94,137	△300	△94,437	△87,975	0	△87,975

【平成28年度補正予算（第1号）（両津病院）】

佐渡市立両津病院移転新築事業検討委員会設置による補正

追加議案目次

議案第93号	佐渡島開発総合センター改修（建築）工事請負 契約の締結について	1
--------	------------------------------------	---

議案第93号

佐渡島開発総合センター改修（建築）工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 佐渡島開発総合センター改修（建築）工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 201,960,000円
- 4 契約の相手方 佐渡市両津夷351番地1
株式会社本間組佐渡支店
支店長 羽賀 岳明

平成28年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕